

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、平成○年○月○日からは、会社C部D室（以下「事業場」という。）に配属され、会社における社会貢献事業を担当していた。

請求人によれば、被災者は、平成○年○月中旬頃から不眠を訴えるようになったという。被災者は、同年○月、Eクリニックに受診し「抑うつ神経症」と診断された。また、同年○月○日、Fクリニックに受診し「うつ病の疑い」と診断された。

被災者は、同年○月○日、自宅階段の手すりに柔道着の帯をかけ縊頸により死亡しているところを発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成○年○月○日午後○時○分頃、直接死因：縊死、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：うつ病、死因の種類：自殺」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、被災者は平成○年○月中旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」を発病したものと考えるのが妥当であると述べている。当審査会としても、被災者の症状経過及び医学的所見に照らし、専門部会の意見を妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のも

の」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らは、G室長と被災者との間の業務方針をめぐる対立は、被災者には相当きつく、こたえたはずである旨主張していることから、以下、検討する。

この点について、G室長は、「(請求人が担当していた)メセナ活動の予算を縮小するに至った原因ですが、2008年に起きたリーマンショックにより、会社の業績が大幅に悪化し、業績悪化に伴い会社全体で予算を縮小していく方針となり、(中略)、メセナ活動は全体的に縮小していた中の1つでした。(中略)この予算縮小が決定される過程において、被災者から特段反発などはなかったと記憶しています。(中略)支援団体への支援打ち切りは担当の被災者が各団体に説明をしました。支援団体からのクレームなどがあれば私のところに話が上がってくると思いますが、そのような話はなかったと記憶しています。(中略)私が事業場に在籍していた中で、(中略)被災者を叱責するようなことはしていませんし、(中略)厳しくなるようなことはなかったです。」と述べ、メセナ活動の予算縮小の認識はあるが、被災者とのトラブルを否定している。また、G室長の前任者であるH元室長は、「リーマンショックで会社が大幅な赤字となり、事業場でもG室長の下で予算縮小を検討し、一番予算のかかっていたメセナ活動を縮小した。G室長は被災者の上司という立場であったが、2人の関係はギクシャクしておらず、G室長が被災者を叱責するような場面を見たことはなく、メセナ活動の支援者からのクレームは、分からない。」旨述べ、被災者とG室長とのトラブルは認識していない。

一方、被災者の部下であったIは、要旨、「平成〇年〇月以降のメセナ活動縮小に伴い、私がメセナ担当となった。G室長はメセナ活動の必要性に疑問を持っていた印象があり、被災者と方向性が違っていたということはあったと思う。メセナ活動の関係団体からのクレームなどがあったかは分からないが、被災者が関係団体に説明していたので、そのことに心を痛めていたと思う。」と述べ、同様に部下であったJは、要旨、「リーマンショック以降はメセナ活動を縮小することになり、G室長と被災者との

関係はギクシャクしていったように感じていた。G室長が被災者に何かの課題を与え、『何でやってないんだ』と声を荒げたことがあったが、怒鳴ったり人格否定の発言などはしていなかった。」と述べており、G室長と被災者との間に業務方針をめぐる意見の相違があったことを認識している。

上記の申述を踏まえると、請求人らが主張する出来事は認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するところ、リーマンショック以後、G室長と請求人との間で、業務方針をめぐり対立が顕著となり、周囲からも客観的に対立が認識されるに至ったが、一件記録を精査してみても、支援団体への説明で被災者が担当者として対応したことは推認できるものの、会社の方針に沿った通常業務の範囲内であり、G室長が被災者の人格を否定するような発言をしたり、被災者が支援団体への説明などで苦境に陥ったなどの具体的な出来事は確認できない。また、対外的にトラブルとなって緊急対応を迫られ、業務が滞留した事実も認められないことから、対立後の業務に「大きな支障を来した」とまではいえず、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(イ) 請求人らは、要旨、上司との間での業務方針をめぐる対立以外にも、事業場において次の①から⑤までの心理的負荷を生じさせる出来事が複合的な心理的負荷となったものであり、その程度は「強」と認められるべきであると主張するので、①「理解してくれていた人の異動があった」、「上司が替わった」、「同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された」、②「達成困難なノルマが課された」、「ノルマが達成できなかった」、③「顧客や取引先からクレームを受けた」、④「仕事の内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」、⑤「（ひどい）嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」について以下に検討する。

①については、いずれも平成〇年〇月の出来事であり、H元室長からG室長への交代は、評価期間対象外の出来事である。②については、請求人らの主張によると、「音楽を支援する意味が分かるレポートの提出」と「チャリティーコンサートの自力制作方式の検討」であるが、前者は、平成〇年〇月頃にG室長が被災者にレポート提出を命じており、後者は、平成〇

年〇月頃に被災者は契約打切の提案をまとめており、いずれも発病後の出来事であり、特別な出来事にも該当しない。③については、上記（ア）で述べたとおり、被災者が支援団体への説明などで苦境に陥ったなどの具体的な出来事は確認できず、出来事として評価することはできない。④については、平成〇年〇月からメセナ活動の縮小に伴い業務分担の見直しをしたが、被災者が降格されたり、業務量が大きく増加した事実は認められず、出来事として評価することはできない。⑤については、請求人らの主張によると、「チャリティーコンサートの自力制作方式の検討」と「身障者用トイレの点検と撮影」であるが、前者は、平成〇年〇月頃に契約打切の提案をまとめており、後者は、平成〇年〇月頃に身障者が利用できるトイレのマップ作りが社会福祉活動の一環として行われたものであり、いずれも発病後の出来事であり、特別な出来事にも該当しない。

（４）以上からすると、心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が１つであり、恒常的な長時間労働も認められないことから、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないものと判断する。

（５）なお、請求人らは、業務起因性の判断に当たっては、発病前の出来事に限らず、発病後の出来事であっても、その発病した疾病の悪化に影響を与えた要因として、発病前後を問わず考慮の対象とすべきであると主張するが、出来事の評価については、認定基準に従い、評価期間内に生じた出来事を基本的に評価対象とすべきものであるから、請求人らの上記主張は、採用することができない。

また、請求人らは、出来事の時期の認定に誤りがあるものがあり、発病前の出来事のいくつかは、発病後の出来事とされ、労災の基準では全く考慮の対象外とされてしまうのは不本意である旨主張するが、当審査会においては、一件記録を精読し、出来事の時期、内容は慎重に見極めていることを付言する。

３ 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。